

平成十三年十二月六日提出  
質問第三六号

「新幹線鉄道振動対策に係る指針値」見直しに関する質問主意書

提出者 北川れん子

「新幹線鉄道振動対策に係る指針値」見直しに関する質問主意書

一九七六年に示された「新幹線鉄道振動対策に係る指針値」は七〇デシベルとなっているものの、新幹線鉄道の走行に伴う沿線住民の振動・騒音被害の実態は体の変調、倦怠感、睡眠や仕事など人体に与える影響や日常生活ならびに建造物に対する影響など、深刻かつ、緊急を要すると考えられる。

従って「新幹線鉄道振動対策に係る指針値」見直しの為の沿線被害の振動実態調査及び沿線家屋内の振動測定について以下質問する。

- 一 新幹線鉄道に対する振動騒音については苦情も多く、一九七六年に示された「新幹線鉄道振動対策に係る指針値」見直しが要請されているが、沿線住民の振動・騒音実態を把握しているか述べられよ。
- 二 一九七六年「新幹線鉄道振動対策に係る指針値」再検討のための、計画についてはいつから、いつまでの期間に、どの地区でどういった方法でどのような調査を行うのか計画を明らかにされよ。
- 三 平成十一年度に行われた「振動規制法施行状況調査」を踏まえ、現在、どういった段階まで到達しているのか明らかにされよ。

四 その調査には振動と速度の関係の調査は含まれているのか。含まれていないのであれば、その根拠を述

べられよ。

五 その調査には、振動、騒音、振動と速度の関係のみならず、沿線住民の家屋被害や健康被害などの実態調査も含まれるべきであると思うがどうか。

右質問する。